

朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想 環境影響調査（概要版）

朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「朝霞地区4市」という。）が検討している朝霞地区4市の共用火葬場（以下「本施設」という。）は、「環境影響評価法」（平成9年6月13日 法律第81号）及び「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月26日 埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価の対象となっていませんが、基本構想において検討されている候補地（以下「候補地」という。）周辺の環境へ十分に配慮した火葬場の整備を行うことが重要であると考え、自主的に環境影響調査（以下「本調査」という。）を実施しました。

本調査では、本施設の建設に伴う周辺環境への影響について、事前に調査、解析、予測、評価し、環境保全措置を策定することを目的としています。

1. 施設の設置に関する計画等

候補地の住所	志木市下宗岡一丁目7209-1他
候補地の面積	約2万3,000m ²
施設概要 ^{注）}	火葬炉設備：人体炉最大15炉（内予備炉1炉） 動物炉1炉 待合機能：14室 待合ロビー等 葬儀式場：大人数用1室、中人数用1室 駐車場：一般用、管理用

注）供用開始時の炉数は設計時に決定する。



2. 環境影響調査項目の選定

環境影響調査項目は、本事業の特性と周辺の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針手引（平成30年改正対応版）」（平成31年 埼玉県）の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表を参考に選定しました。

本事業においては、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、動物、植物、生態系、景観を環境影響調査項目として選定しました。

環境影響調査項目	工事中			存在・供用時		
	建設機械の稼働	資材運搬等車両の走行	造成等の工事	造成地・施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生
大気質	●	●	—	—	●	●
騒音・低周波音	●	●	—	—	●	●
振動	●	●	—	—	●	●
悪臭	—	—	—	—	●	—
動物・植物・生態系	—	—	●	●	—	—
景観	—	—	—	●	—	—

注）「●」は各環境影響調査項目で調査・予測・評価した環境影響要因を示す。

3. 公害防止基準

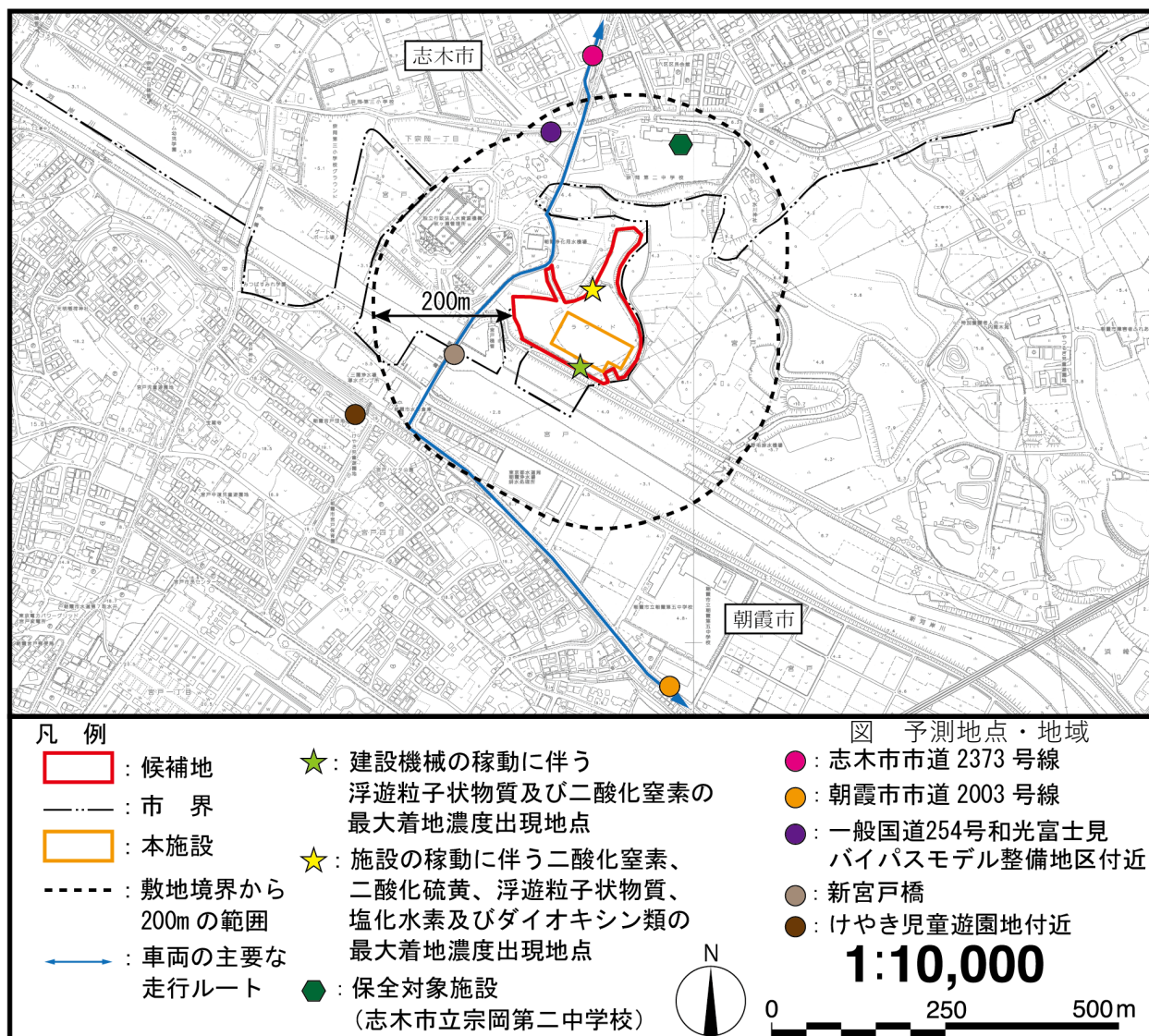
本施設に係る公害防止基準を下表に示すとおり定め、周辺の環境に配慮した施設整備を推進します。

項目		公害防止基準		参考資料
排ガス濃度 ^{注)}	排気筒出口	ばいじん	0.01 g/m ³ N以下	・「火葬場の建設・維持管理マニュアル」 (平成24年 非営利活動法人日本環境斎苑協会) ・「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」 (平成12年 火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会)
		硫黄酸化物	30 ppm以下	
		窒素酸化物	250 ppm以下	
		塩化水素	50 ppm以下	
		ダイオキシン類	1.0 ng-TEQ/m ³ N以下	
悪臭	臭気指数	敷地境界(1号基準)	10 以下	・「火葬場の建設・維持管理マニュアル」
臭	臭気濃度	排気筒出口(2号基準)	500 以下	
騒音		作業室内(1炉稼働時)	70 dB以下	・「火葬場の建設・維持管理マニュアル」 ・「埼玉県生活環境保全条例」 (平成13年 埼玉県条例第57号)
		作業室内(全炉稼働時)	80 dB以下	
		炉前ホール(全炉稼働時)	60 dB以下	
		敷地境界 6:00～ 8:00	50 dB以下	
		敷地境界 8:00～19:00	55 dB以下	
		敷地境界 19:00～22:00	50 dB以下	
		敷地境界 22:00～ 6:00	45 dB以下	
振動		敷地境界 8:00～19:00	60 dB以下	
		敷地境界 19:00～ 8:00	55 dB以下	

注) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値とする。

4. 環境影響調査の結果

本施設の建設に伴う周辺環境への影響について、前項「2.環境影響調査項目の選定」で選定した項目の予測、評価を行った結果は「4.1 大気質」～「4.8 景観」に、予測地点・地域は下図に示すとおりです。なお、評価に用いた整合を図るべき基準等は、法令や計画等に基づく当該地域の基準等を参考に設定しました。



4.1 大気質

(1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は下表に示すとおりであり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度（日平均値）の予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測項目	単位	建設機械の稼働による寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果		整合を図るべき基準等（日平均値） ^{注1,2)}
					年平均値 ①+②	日平均値	
最大着地濃度	二酸化窒素	ppm	0.0040	0.011	0.015	0.029	0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下
出現地点	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0004	0.014	0.014	0.037	0.10以下

注1) 二酸化窒素の日平均値は年間98%値、浮遊粒子状物質の日平均値は日平均値の2%除外値を示す。
注2) 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）を参考に設定しました。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は下表に示すとおりであり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度（日平均値）の予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測方向	予測項目	単位	資材運搬等の車両による寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果		整合を図るべき基準等（日平均値） ^{注1,2)}
						年平均値 ①+②	日平均値	
志木市市道 2373号線	南西行き	二酸化窒素	ppm	0.000010	0.013	0.013	0.027	0.04～0.06までのゾーン内 又はそれ以下
	北東行き			0.000011	0.013	0.013	0.027	
	南西行き	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0000011	0.016	0.016	0.041	0.10以下
	北東行き			0.0000012	0.016	0.016	0.041	
朝霞市市道 2003号線	南東行き	二酸化窒素	ppm	0.000013	0.013	0.013	0.027	0.04～0.06までのゾーン内 又はそれ以下
	北西行き			0.000017	0.013	0.013	0.027	
	南東行き	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0000017	0.016	0.016	0.041	0.10以下
	北西行き			0.0000014	0.016	0.016	0.041	

注1) 二酸化窒素の日平均値は年間98%値、浮遊粒子状物質の日平均値は日平均値の2%除外値を示す。
注2) 「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」を参考に設定しました。

(3) 施設の稼働に伴う大気質への影響

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は下表に示すとおりであり、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度（日平均値／年平均値）の予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測項目	単位	施設の稼働に伴う寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果		整合を図るべき基準等（日平均値／年平均値） ^{注1,2)}
					年平均値 ①+②	日平均値	
最大着地濃度 出現地点	二酸化窒素	ppm	0.0283	0.011	0.039	0.060	日平均値：0.04～0.06までのゾーン内 又はそれ以下
	二酸化硫黄	ppm	0.0054	0.002	0.007	0.014	日平均値：0.04以下
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0017	0.014	0.016	0.040	日平均値：0.10以下
	塩化水素	ppm	0.0089	0.001	0.010	－	年平均値：0.02以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.1691	0.015	0.18	－	年平均値：0.6以下

注1) 二酸化窒素の日平均値は年間98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の日平均値は日平均値の2%除外値を示す。
注2) 「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」を参考に設定しました。

(4) 自動車交通の発生に伴う大気質への影響

自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果は下表に示すとおりであり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度（日平均値）の予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測方向	予測項目	単位	関連車両等による 寄与濃度 ①	バックグラウンド 濃度 ②	予測結果		整合を図るべき基準等 （日平均値） ^{注1,2)}
						年平均値 ①+②	日平均値	
志木市市道 2373号線	南西行き	二酸化窒素	ppm	0.000010	0.013	0.013	0.027	0.04～0.06までのゾーン内 又はそれ以下
	北東行き			0.000010	0.013	0.013	0.027	
	南西行き	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0000009	0.016	0.016	0.041	0.10以下
	北東行き			0.0000009	0.016	0.016	0.041	
朝霞市市道 2003号線	南東行き	二酸化窒素	ppm	0.000013	0.013	0.013	0.027	0.04～0.06までのゾーン内 又はそれ以下
	北西行き			0.000017	0.013	0.013	0.027	
	南東行き	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0000012	0.016	0.016	0.041	0.10以下
	北西行き			0.0000014	0.016	0.016	0.041	

注1) 二酸化窒素の日平均値は年間98%値、浮遊粒子状物質の日平均値は日平均値の2%除外値を示す。
注2) 「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」を参考に設定しました。

4.2 騒音・低周波音

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音への影響

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は下表に示すとおりであり、建設作業騒音レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	設定ユニット	単位	実効音響パワーレベル ^{注1)} (L_{WAeff})	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注2)}
				建設作業騒音レベル (L_{A5})	
候補地 敷地境界	盛土（路体・路床）	dB	108	82dB	85以下
	中掘工（杭打ち）		103	79dB	

注1) 実効音響パワーレベルは、機械から発生する単位時間当たりの音響エネルギーである。
注2) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）を参考に設定しました。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は下表に示すとおりであり、道路交通騒音レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	道路交通騒音レベル の現地調査結果 ①	資材運搬等の車両の走行による 道路交通騒音レベルの増加量 ②	予測結果	整合を図るべき 基準等 ^{注)}
					道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) ①+②	
志木市市道2373号線	昼間 (6:00-22:00)	dB	62	1未満	63	65以下
朝霞市市道2003号線			59	1未満	60	

注) 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）を参考に設定しました。

(3) 施設の稼働に伴う騒音への影響

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は下表に示すとおりであり、騒音レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
			騒音レベル (L_{A5})	
候補地 敷地境界	朝 (6:00-8:00)	dB	類似施設における施設稼働時の騒音測定結果を見ると、建物と測定地点までの距離が約10mの測定で、騒音レベルは48～50dBとなっている。 本事業で類似施設と同等以上の施設及び設備を設置した場合、敷地境界における騒音レベルは類似施設の騒音レベルを考慮すると、鉄塔付近を除き敷地境界までの距離は約10m以上の距離があることから、敷地境界において整合を図るべき基準値を下回ると予測する。	50以下
	昼間 (8:00-19:00)			55以下
	夕 (19:00～22:00)			50以下
	夜間 (22:00～6:00)			45以下

注) 「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」（昭和54年4月1日 埼玉県告示第590号）を参考に設定しました。

(4) 自動車交通の発生に伴う騒音への影響

自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は下表に示すとおりであり、道路交通騒音レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	道路交通騒音レベルの 現地調査結果	自動車交通の発生に伴う 道路交通騒音レベルの増加量	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
			①	②	道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) ①+②	
志木市市道 2373号線	昼間 (6:00-22:00)	dB	62	1未満	63	65以下
朝霞市市道 2003号線			59	1	60	

注)「騒音に係る環境基準について」を参考に設定しました。

(5) 施設の稼働に伴う低周波音の影響

施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は下表に示すとおりであり、低周波音レベルの予測結果は、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注1,2)}
保全対象施設（学校）	類似施設の低周波音発生源と考えられる位置から約10m地点における低周波音測定結果 (L_{A5}) は69.4dBであった。したがって、候補地の近傍にある保全対象施設（学校）までは、建物から約100m以上離れており、類似施設と同等以上の施設及び設備を設置した場合、保全対象施設ではG特性音圧レベルが92dBを下回るものと予測する。	心身に係る苦情に関する参照値： G特性音圧レベル92dB (L_{G5})

注1)「低周波音問題対応の手引書」（平成16年 環境省）を参考に設定しました。

注2) 心身に係る苦情に関する参照値を超過した場合、心身に係る苦情が発生する可能性がある。

4.3 振動

(1) 建設機械の稼働に伴う振動への影響

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は下表に示すとおりであり、建設作業振動レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	設定ユニット	基準点振動レベル ($L_{(r0)}$) ^{注1)}	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注2)}
			建設作業振動レベル (L_{10})	
候補地 敷地境界	盛土（路体・路床）	63dB	63	75以下
	中掘工（杭打ち）	63dB	58	

注1) 基準点振動レベルは、ユニットの稼働位置から5m離れた地点を基準点として振動レベルを設定したものである。

注2)「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号）を参考に設定しました。

(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響

資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は下表に示すとおりであり、道路交通振動レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	道路交通振動レベル の現地調査結果	資材運搬等の車両の走行による 道路交通振動レベルの増加量	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
			①	②	道路交通振動レベル (L_{10}) ①+②	
志木市市道2373号線	昼間 (8:00-19:00)	dB	34	2	36	65以下
朝霞市市道2003号線			32	5	37	

注)「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）を参考に設定しました。

(3) 施設の稼働に伴う振動への影響

施設の稼働に伴う振動の予測結果は下表に示すとおりであり、振動レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
			振動レベル (L ₁₀)	
候補地 敷地境界	昼間 (8:00-19:00)	dB	類似施設における施設稼働時の振動測定結果を見ると、建物と測定地点までの距離が約10mの測定で、振動レベルは測定下限値である30dB未満となっている。	60以下
	夜間 (19:00-8:00)		本事業で類似施設と同等以上の施設及び設備を設置した場合、建物と敷地境界が最も近接する鉄塔付近においても類似施設の振動レベルを考慮すると、鉄塔付近を除き敷地境界までの距離は約10m以上の距離があることから、整合を図るべき基準値を下回ると予測する。	55以下

注) 「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」
(昭和52年10月14日 埼玉県告示第1343号) を参考に設定しました。

(4) 自動車交通の発生に伴う振動への影響

自動車交通の発生に伴う振動の予測結果は下表に示すとおりであり、道路交通振動レベルの予測結果は、いずれも整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	時間区分	単位	道路交通振動レベルの 現地調査結果	自動車交通の発生に伴う 道路交通振動レベルの増加量	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
			①	②	道路交通振動レベル (L ₁₀) ① + ②	
志木市市道 2373号線	昼間(8:00-19:00)	dB	36	2	38	65以下
	夜間(19:00-8:00)		30	4	34	60以下
朝霞市市道 2003号線	昼間(8:00-19:00)		32	4	36	65以下
	夜間(19:00-8:00)		25	5	30	60以下

注) 「振動規制法施行規則」を参考に設定しました。

4.4 悪臭

(1) 施設の稼働に伴う悪臭への影響

施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は下表に示すとおりであり、臭気指数 (1 号基準) の予測結果は、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地点	予測結果	臭気指数 (1号基準)	整合を図るべき基準等 ^{注)}
候補地 敷地境界	臭気指数の敷地境界での基準 (公害防止基準：1号基準) を遵守するため、排気筒出口での許容限度 (2号基準) は、臭気指数26と予測する。施設設備は、この排気筒出口での許容限度 (2号基準) を遵守する条件で設計を進める予定であることから、敷地境界線上における臭気指数は10以下と想定される。	10以下	10以下

注) 「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を参考に設定しました。

4.5 動物

(1) 造成等の工事及び造成地の存在に伴う動物への影響

造成等の工事及び造成地の存在に伴う動物の予測結果は下表に示すとおりであり、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地域	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
候補地及び その周辺約200m	本事業により、候補地内の生息環境は造成等の工事により消失するが、現況において候補地内はグラウンドであることから、保全すべき種が生息する可能性は低いと考えられる。 なお、調査地域には保全すべき種が生息する可能性があり、造成等の工事に伴う影響が懸念されるが、調査地域周辺にも同様の環境が広範囲に分布することから、保全すべき種の生息は維持されるものと予測する。	生息環境に著しい影響を与えないこと。

注) 「埼玉県環境基本計画」 (令和4年 埼玉県)、「志木市自然保全再生計画」 (平成14年 志木市)、
「第三期志木市環境基本計画」 (平成 31 年 志木市) 及び「第 3 次朝霞市環境基本計画」 (令和 4 年 朝霞市) を参考に設定しました。

4.6 植物

(1) 造成等の工事及び造成地の存在に伴う植物への影響

造成等の工事及び造成地の存在に伴う植物の予測結果は下表に示すとおりであり、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地域	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
候補地及び その周辺約200m	本事業により、候補地内の生育環境は造成等の工事により消失するが、現況において候補地内はグラウンドであることから、保全すべき種が生育する可能性は低いと考えられる。 なお、調査地域には保全すべき種が生育する可能性があり、造成等の工事に伴う影響が懸念されるが、調査地域周辺にも同様の環境が広範囲に分布することから、保全すべき種の生育は維持されるものと予測する。	生育環境に著しい影響を与えないこと。

注)「埼玉県環境基本計画」、「志木市自然保全再生計画」、「第三期志木市環境基本計画」及び「第3次朝霞市環境基本計画」を参考に設定しました。

4.7 生態系

(1) 造成等の工事及び造成地の存在に伴う生態系への影響

造成等の工事及び造成地の存在に伴う生態系の予測結果は下表に示すとおりであり、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。

予測地域	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
候補地及び その周辺約200m	本事業により、候補地内の生育環境及び生息環境は造成等の工事により消失するが、現況において候補地内はグラウンドであることから、単一の生態系で占められている可能性が高く、保全すべき動植物種により構成される生態系が存在する可能性は低いと考えられる。 なお、調査地域には保全すべき動植物種により構成される生態系が存在する可能性があり、造成等の工事に伴う影響が懸念されるが、調査地域周辺にも同様の環境が広範囲に分布することから、保全すべき動植物種により構成される生態系は維持されるものと予測する。	生態系に著しい影響を与えないこと。

注)「埼玉県環境基本計画」、「志木市自然保全再生計画」、「第三期志木市環境基本計画」及び「第3次朝霞市環境基本計画」を参考に設定しました。

4.8 景観

(1) 造成地の存在及び施設の存在に伴う景観への影響

造成地の存在及び施設の存在に伴う景観の予測結果は下表に示すとおりであり、整合を図るべき基準等を満たしていると評価できます。候補地南側高台のけやき児童遊園地付近からの眺望は次頁のとおりです。

予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等 ^{注)}
一般国道254号和光富士見 バイパスモデル整備地区付近	予測地点からは、本事業の施設が新たに出現し、眺望景観が変化すると予測する。外観は、「朝霞市景観計画」（令和4年 朝霞市）及び「志木市景観計画」（令和4年 志木市）に準拠して、周辺景観へ配慮した意匠・色彩とし、外周には、緩衝緑地帯を配置することで圧迫感が軽減され、地域に適した樹種を植栽することで、周辺景観との調和が図られると予測する。	・「朝霞市景観計画」に基づく「景観づくり基準（水と緑を活かすゾーン）」 ・「志木市景観計画」に基づく「景観形成基準（新河岸川・柳瀬川周辺エリア）」
新宮戸橋		
けやき児童遊園地付近		

注)「朝霞市景観計画」（令和4年 朝霞市）及び「志木市景観計画」（令和4年 志木市）を参考に設定しました。

予測地点	現況 (撮影日：令和5年9月26日(火))	将来
けやき児童 遊園地付近		

注) フォトモンタージュは、あくまでも建物の大きさなどをイメージした写真として作成したものであり、今後行われる実施計画により、具体的な建物の形状や色彩、緩衝緑地帯の配植等を決定する。

5. 環境保全措置

環境影響調査の結果を踏まえた主な環境保全措置は、下表のとおりです。

項目		環境保全措置
工事中	大気汚染防止	・建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・必要に応じて場内で散水を行う。 ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 ・資材運搬等の不必要な空ぶかしや過積載は行わないよう指導や啓発を行う。 等
	騒音・低周波音・振動防止	・建設機械は、実行可能な範囲で低騒音型・低振動型建設機械の使用に努める。 ・必要に応じて工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝搬防止を図る。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを実施するよう指導や啓発を行う。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を徹底するよう指導を行う。 等
	動物・植物・生態系への配慮	・候補地内において、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年3月 埼玉県条例第10号)に基づく必要な緑化面積を確保する。なお、植栽する樹木は「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(令和4年 埼玉県)の「低地・台地標高100m」に記載された樹種を参考に地域に適したものを選定する。
供用時	大気汚染防止	・本施設の公害防止基準を遵守するよう汚染物質の発生を抑制する施設を設計し、公害発生の未然防止に努める。 ・計画的かつ効率的な施設運営計画を検討し、集中的な関連車両の走行を避ける。 ・関連車両のアイドリングストップを実施するよう指導や啓発を行う。 等
	騒音・低周波音・振動防止	・計画的かつ効率的な施設運営計画を検討し、集中的な関連車両の走行を避ける。 ・関連車両のアイドリングストップを実施するよう指導や啓発を行う。 ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型・低振動型の機種を採用する。 ・施設から敷地境界までの距離に応じ、設備機器の配置を検討する。 ・各設備機器は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 等
	悪臭防止	・公害防止基準を遵守するよう悪臭の発生を抑制する施設設備を設計し、公害発生の未然防止に努める。
	動物・植物・生態系への配慮	・候補地内において、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年3月 埼玉県条例第10号)に基づく必要な緑化面積を確保する。なお、植栽する樹木は「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(令和4年 埼玉県)の「低地・台地標高100m」に記載された樹種を参考に地域に適したものを選定する。
	景観への配慮	・「朝霞市景観計画」及び「志木市景観計画」に準拠した施設形状及び配置計画等に努める。